

2 個別分野の検討

(1) F 電気・ガス・熱供給・水道業

〔 検討年月日 1回目：第9回研究会（平成30年3月6日）
2回目：第12回研究会（平成30年5月28日） 〕

○ 電力及びガスの自由化を踏まえた分類構成

経済産業省（注）から、電力自由化後の発電事業者、送配電事業者、電力小売事業者間の取引関係（ガス自由化後のガス製造業者、導管事業者、ガス小売事業者間の取引関係）及びそれらの収益構造を踏まえた上で、電気業については「発電」、「送配電サービス」及び「電力・電灯の小売サービス」（ガス業については「ガス」、「ガス供給・配給サービス」及び「ガス小売サービス」）を設定することが提案された。

（注）研究会に提出される分類原案は、「生産物分類策定の基本的な考え方」及び「生産物分類策定作業手順書（案）」に基づき、関係府省庁等の協力を得て、事務局（総務省政策統括官（統計基準担当）室）が作成し、研究会において説明したが、一部の分野については、事務局と連携して経済産業省が作成し、説明を行った。

これについて研究会では、一般的に、ガスは都市ガスとプロパンガスを含む言葉であるため、生産物の「ガス」にプロパンガスを含まないのであれば、それが明確になるように名称の変更を検討すべきではないかとの意見があった。また、研究会後に寄せられた意見では、電気業には「電力・電灯の小売サービス」が設定されているが、電力・電灯の卸売サービスは設定されておらず、原案では統合分類「発電」に含まれていると理解するが、発電事業者と小売電気事業者間の取引や大手電力会社間の取引を「発電」という名称で把握することは、回答者には分かりにくいので、統合分類に「電力・電灯の卸売サービス」を設定すべきではないかとの意見があった。

これを踏まえ経済産業省では、電気の卸売サービスの設定について政策原課に確認・調整を行い、原案の「発電」及び「電力・電灯の小売サービス」を統合分類「電気」に統合し、その詳細分類を「電気（卸売）」、「電気（小売（電力））」及び「電気（小売電灯）」に区分することとした。また、ガス業については、プロパンガスと区別するために「都市ガス」に名称変更を行うとともに、卸売サービスについても事業組織が電気業と同様に編成されていることから、統合分類を「都市ガス」とし、詳細分類を「都市ガス（卸売）」のほか、小売用の都市ガスとして、工場向け、商業向け、家庭向けなど4区分を設定することとし、これらを含む修正案を第12回研究会に提示し、概ね了承を得た。

その後、サービス分野の生産物分類の全体調整作業の中で、座長から、電気（ガス）の卸売と小売では用途が異なると考えられるので、統合分類で区分すべきではないかとの意見があつたことを踏まえ、電気及びガスの卸売と小売をそれぞれ統合分類で区分する再修正案が第20回研究会に提示され、了承された。

○ 熱供給サービス

経済産業省から、熱供給業について、原案では熱供給事業法対象事業者のサービスと対象外

の事業者のサービスを区分しているが、適切かという論点が提示された。

これについて第9回研究会では、熱供給事業法の対象かどうかで区分した場合、毎年の事業活動の実績に応じて法律の対象になるかどうかで変動するおそれがあり、分類が不安定になるのではないかとの意見や、熱供給事業法の登録がされているかどうかではなく、供給の方式が地域熱供給（地域冷暖房）方式かどうかで区分してはどうかとの意見があった。

これを踏まえ、経済産業省において政策原課及び関係団体に確認したところ、事業活動の実績において、加熱能力が熱供給事業法の基準を下回ることがあっても、設備の能力を満たしていることで登録されるため、分類が不安定になることはないことが確認された。また、地域熱供給（地域冷暖房）方式かどうかの区分については、登録されていない事業者のサービスも含まれることから、政策上の必要性及び報告者における回答可能性も考慮すると、熱供給事業法に着眼した分類の方が適当とのことであった。

以上の結果を第12回研究会に報告し、議論の結果、熱供給業の詳細分類については、熱供給事業法の登録事業者と登録事業者以外の事業者を区分する方向で了承された。

○ 電気・ガス・熱供給・水道業の検針サービス等の扱い

第9回研究会において、電気・ガス・熱供給・水道業の各産業のサービスを見ると、全体的に生産、輸送、小売、検針、維持に分かれているものの、水道と熱供給には検針がないが、他の項目に含まれているのかとの意見があった。

また、研究会後に寄せられた意見では、電気の検針は、大分類L学術研究、専門・技術サービス業の生産物である「電気保安サービス」に含まれ、ガスの検針は、ガス業の生産物である「ガス及び計器等の保安・点検、検針」に含まれるなど、取扱いが統一されておらず、分かりにくいとの意見があった。

これを踏まえ第12回研究会では、経済産業省から、電気・ガス・熱供給・水道業のそれぞれについて保守、点検、検針、料金徴収の請負サービスが想定されるが、これらのサービスについては大分類Rサービス業（他に分類されないもの）において検討することとしてはどうかとの提案がなされ、議論の結果、当該提案のとおり、検針等のサービスについては大分類Rサービス業（他に分類されないもの）において検討することとなった。

大分類Rサービス業（他に分類されないもの）について検討を行った第16回及び第19回研究会における議論の結果、「検針・料金徴収サービス」は、大分類Rサービス業（他に分類されないもの）の生産物である「その他の事業者向けサービス」に含まれるものとする方向性が示された。また、「保守・点検サービス」については、サービス分野の生産物分類の全体調整作業の中で、大分類L学術研究、専門・技術サービス業の生産物である「その他の技術サービス」に含まれるものとして整理された。

(2) G 情報通信業

検討年月日	1回目：第15回研究会（平成30年9月6日）
	2回目：第19回研究会（平成30年12月19日）
	3回目：第20回研究会（平成31年1月31日）

○ 通信サービス

事務局から、通信サービスの分類構成について、原案では統合分類で「音声」及び「データ」、詳細分類で「事業者向け」及び「一般消費者向け」に区分しているが適切か。例えば、「固定」及び「移動」など他の切り口を考慮する必要性はないかという論点が提示された。

これについて研究会では、固定電気通信と移動電気通信のサービスでは、技術構造や価格動向が異なっていると考えられるほか、移動電気通信は技術の進展が早く、今後もマーケットの拡大が予測されるので、区分してもよいのではないかという意見があった。

また、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分について、区分可能性は確認しているのか、契約形態やサービスの質に違いがあるのかとの質問に対して、事務局から、企業へのヒアリングの結果、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分は基本的には困難であること、サービスの質の違いについては、法人向けのIP-VPN（注）サービスのような一部のサービスを除き、基本的にはサービスに大きな違いはないとの回答があった。

議論の結果、「移動」と「固定」、「音声」と「データ」については、それぞれ統合分類で区分するとの方向性が示された。また、「事業者向け」と「一般消費者向け」については区分しないが、法人向けのIP-VPNサービス等やそれに類する伝統的な専用回線の提供サービスについては、「事業者向けネットワーク・専用サービス」として新たに統合分類を設定するとの方向性が示された。

（注）IP-VPN（Internet Protocol - Virtual Private Network）

○ クラウドコンピューティングサービス

事務局から、原案では「クラウドコンピューティングサービス」（以下「クラウドサービス」という。）を設定し、通信業のほか、情報サービス業、インターネット附随サービス業において同じ名称・定義で生産物を設定したが、通信業、情報サービス業又はインターネット附隨サービス業などが提供するクラウドサービスに違いがあるのか、生産物分類においてどのように定義すべきかという論点が提示された。

これについて第15回研究会では、クラウドサービスはデータセンターが提供するサービスの一形態であるため、物理的設備としてのデータセンターなくしては提供不可能であり、例えば、会計ソフトをインターネット経由で提供するサービスを提供している事業者があるが、同社が生産しているのはソフトウェア・アプリケーションの部分のみであり、インフラ部分はデータセンター等を保有している別事業者（電気通信事業者）が提供するサービスを利用しているため、クラウドサービスを一元的に定義することは困難ではないかとの意見があった。また、クラウドサービスは、技術的な側面が強い話のように感じられ、仮に仮想化の技術が進展し、ソフトウェア提供が全てクラウド化した場合、生産物分類として設定する意味がないのではないかとの意見に対して、データセンターが提供するIaaS及びPaaS（注1）に相当する部分

と、SaaS・ASP（注2）などソフトウェアに係る部分に大きく区分される傾向は、今後も続くのではないか、また、クラウドは市場規模が拡大してきてることや、そもそものインフラ基盤部分とソフトウェア部分とで費用構造、産業構造が大きく異なっており、GDPの精度向上という生産物分類策定の趣旨からして区分していくべきではないかとの意見があった。

議論の結果、業界へのさらなるヒアリングが必要との認識が共有され、事務局は経済産業省及び総務省情報流通行政局の協力を得て、関係業界団体及び事業者に追加ヒアリングを行うこととなった。データセンター設備を保有する事業者やソフトウェア関係業界団体にヒアリングを行ったところ、事業者によってクラウドの定義に幅があるため、クラウドの定義づけは困難であるとの回答を得た。また、各種サービスの売上の区分可能性についてヒアリングを行ったところ、ある事業者においては、提供するサービスをクラウド、サーバーホスティング、サーバーハウジングに区分することは可能であり、クラウドについてもIaaS、PaaS、SaaSで区分可能とするところがあった。また、ある事業者では、専ら「中間投入」的に消費されるIaaS及びPaaSと、それ以外のSaaSに区分しているところがあった。一方で、サーバーハウジングは区分可能だが、サーバーホスティング及びクラウドは区分が難しく用途も類似しており、クラウドをIaaS、PaaS、SaaSに区分することも難しいと回答した事業者もあった。

ヒアリング結果を踏まえ、事務局において修正案を検討し、クラウドサービスについては、事業者間における定義に幅があることから、「クラウド」という用語は使わずに生産物分類を設定することとし、具体的には、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備をベースに、主として事業者向けにシステム又はアプリケーション構築等の基盤となるIaaS、PaaS等の機能を提供する「ICT機器・設備共用サービス」を設定するとともに、SaaS・ASPとしてアプリケーションを提供する「ICTアプリケーション共用サービス」をそれぞれ統合分類で設定するとの修正案を第20回研究会に報告し、了承された。

(注1) IaaS (Infrastructure as a Service)、PaaS (Platform as a Service)

(注2) SaaS (Software as a Service)、ASP (Application Service Provider)

○ パッケージソフトウェア

経済産業省から、原案では、特定サービス産業実態調査の調査項目と同様に「業務用パッケージ」、「コンピュータ等基本ソフト」、「ゲームソフト」に区分しているが妥当かとの論点が提示された。

これについて研究会では、家庭で使われるような文書作成ソフトはどこに含まれるのかとの質問に対して、経済産業省から「コンピュータ等基本ソフト」に含まれることになるとの回答があったが、議論の結果、「業務用」、「個人用」の区別が明確になるよう、品目や内容例示を改めて検討するとの方向性が示された。

これを踏まえ、経済産業省において業界団体へ追加ヒアリングを行ったところ、ソフトウェアの売上を「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分することについては、価格設定や契約形態が異なるため可能とのことであったが、個人事業主や小規模企業は「一般消費者向け」のソフトウェアを利用するケースもある点については留意が必要とのことであった。

ヒアリング結果を踏まえ、経済産業省から、ソフトウェアメーカーにおける価格設定や契約

形態により、「事業者向けパッケージソフトウェア」、「一般消費者向けソフトウェア」、「ゲームソフトウェア」を統合分類で区分し、「事業者向け」と「一般消費者向け」のパッケージソフトウェアは、詳細分類でアプリケーションソフトとOS等の基本ソフトを区分し、さらに、映像・音楽等の他のコンテンツとの整合を図るため、物理的媒体に記録されたものと、ダウンロード用及びクラウド用を含むオンライン配信用のソフトウェアを区分するとの修正案が第20回研究会において提示された。

これについて研究会では、ソフトウェアメーカーが事業用に作成したソフトウェアを「事業者向け」、家庭用に作成したソフトウェアを「一般消費者向け」としているが、これまでの生産物分類の検討では、需要者（買い手）が「事業者」か「一般消費者」かによって区分していたと認識しており、今回の整理はこれまでと違うルールを適用しているようにみえるとの意見があった。

議論の結果、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した生産物を「事業用」、生産物の供給者が一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した生産物を「家庭用」とすることとし、それぞれ「事業用パッケージソフトウェア」、「家庭用パッケージソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く）」を設定し、特に「家庭用」については、その需要先が家庭のみならず個人事業主や小規模事業者なども想定されることから、需要先識別コードを「9：混在」として、「一般消費者向け」と区別するとの方向性が示された。

○ 各種コンテンツの分類構成

経済産業省から、原案では、映像、音楽、新聞、雑誌、書籍等の各種コンテンツについて、国際分類における分類構成を参考に、DVDやCD、紙媒体等の物理的媒体に複製されたものと、インターネット等を経由して配信される配信用コンテンツに区分しているが、コンテンツの内容自体は物理的媒体でも配信用でも同じとも考えられ、原案のとおり区分することが妥当かとの論点が提示された。

これについて研究会では、貿易統計には「輸送可能財」という概念があり、DVD等で複製された映像ソフト等は「輸送可能財」に位置付けられるので原案どおり区分した方がよいとの意見や、ゲームソフトウェアでは、配信による提供と物理的媒体による提供は単価が異なっており、ソフトウェアについても同様に物理的媒体と配信用を区分すべきではないかとの意見が出された。

議論の結果、原案のとおり区分するとともに、生産物分類の全体的な考え方を統一するために、ソフトウェアについても、物理的媒体に記録されたソフトと配信用のソフトを区分するとの方向性が示された。

(3) H 運輸業、郵便業

検討年月日 運輸業：1回目：第7回研究会（平成29年12月22日）
2回目：第9回研究会（平成30年3月6日）
郵便業：1回目：第18回研究会（平成30年11月28日）
2回目：第20回研究会（平成31年1月31日）

○ 貨物運送サービス

事務局から、貨物運送サービスについては、NAPCSの区分に沿った分類構成案（例えば、バルクとバルク以外、液体・気体と固体、常温と冷蔵・冷凍など）となっているが、この分類構成を維持すべきか、それとも、日本として独自に品目別に区分するといった分類構成とすべきかという論点が提示された。

これについて第7回研究会では、運送データについては、重さなどの数量で品目別にデータを把握することは相当程度まで可能であるが、ヒアリングの結果などから、金額ベースではバルク輸送などの一部を除き品目別区分は困難であることから、基本的には原案のとおりとするが、区分可能な品目が追加できないかさらに検討することとされた。

その後、追加ヒアリングを行った結果、①鉄道コンテナ輸送において郵便物の売上を区分できること、②バルク輸送である鉄道車扱輸送において液体、固体、特大貨物（大型変圧器、鉄道車両等）の売上を区分できることを確認したことから、「鉄道貨物運送サービス」の「コンテナ」と「車扱」を統合分類で区分した上で、「コンテナ」をさらに「郵便物」と「郵便物以外」の詳細分類で区分することとし、「車扱」をさらに「液体・気体のバルク輸送」、「固体のバルク輸送」、「その他の貨物輸送」の詳細分類で区分する修正案を第9回研究会において提示し、了承された。

○ 旅客運送サービス

事務局から、分類構成案において、鉄道旅客輸送サービスを統合分類で定期券による輸送サービスと定期券によらない輸送サービスで分け、これらをさらにそれぞれ詳細分類で新幹線と新幹線以外に分けているが、NAPCSでは輸送サービス全体で「長距離移動」、「地域内移動」及び「観光目的移動」を大分類で区分し、その下に鉄道、道路、水運及び航空の輸送手段別の生産物を設定していることから、NAPCSを踏まえて統合分類で距離別（新幹線と新幹線以外）に分けるべきか、また、一般乗合旅客自動車運送サービスについても原案においては詳細分類で長距離と短距離に分けているが、これを統合分類で分ける必要はないかという論点が提示された。

これについて第7回研究会では、①長距離輸送同士や短距離輸送同士の代替性など経済的な分析においては、距離別の区分は有用であると考えられる、②定期分と定期以外分の違いは、支払い方法の違いであり、新幹線とそれ以外の違いの方が重要であるといった意見が出されたため、鉄道旅客輸送サービスにおいては、統合分類で新幹線と新幹線以外に分け、それぞれを詳細分類で定期分と定期以外分に分けることとなった。また、一般乗合旅客自動車運送サービスについても統合分類で長距離輸送と短距離輸送を分けることとなった。

○ サードパーティーロジスティクス（3PL）サービス

事務局から、サードパーティーロジスティクスサービス（荷主企業に代わって物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し実行するサービス）について、運送サービス等を含む複合サービスとしてとらえるべきか、それともコンサルティングサービスとして純化してとらえるべきかという論点が提示された。

第7回研究会において、分類原案のとおりサードパーティーロジスティクスサービスについては、運送サービス等を含む複合サービスとしてとらえ、他の運送サービスとの関係については、分類名称や定義を調整すれば良いのではないかという方向性が示された。

その後、事務局においてサードパーティーロジスティクスサービスを複合サービスとし、「その他の貨物自動車運送サービス」、「貨物利用運送サービス（宅配便サービス・引越サービスを除く）」及び「倉庫サービス」の定義において、サードパーティーロジスティクスサービス提供事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスや保管サービスを除くことを明記した修正案を第9回研究会において提示し、了承された。

○ 郵便サービスの分類構成

後述第3の2 (11) Q 複合サービス事業を参照。

(4) J 金融業、保険業

〔 檢討年月日 1回目：第17回研究会（平成30年10月29日）
2回目：第20回研究会（平成31年1月31日） 〕

○ 預金サービスの扱い

事務局から、NAPCS等の国際分類やSNAにおける貸し手のFISMに対応する分類として、普通預金、当座預金、定期預金等の預金サービスを設定したが、本生産物のアウトプットは、金融機関の費用である預金利息したことから、統計調査や行政記録では売上高として把握されないことが想定されるため、生産物分類として設定することは妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、設定してもよいが、統計調査で使用されなければ意味がないのではないかという意見があった。また、海外向けの預金サービスを区分すべきではないか、ATM手数料を区分すべきではないかなどの意見があったが、事務局から、前者については区分可能性が確認できなかったこと、後者について、ATM手数料は「預金・貸出業務サービス」に含まれているが、金融機関相互間で受け扱いされている手数料も含まれているため、利用者からの手数料のみが把握できるわけではないので、区分する必要性が低いとの回答があった。

議論の結果、国際分類との整合性及び貸出金利息を推計する貸付サービスとの対応関係等を踏まえ、預金サービスは原案どおり設定してもよいとの方向性が示された。

○ 貸付サービス以外の資金運用

事務局から、金融機関の経常収益において、資金運用は本業として位置付けられていることから「貸付サービス以外の資金運用」を設定したが、有価証券利息配当金や株式等売却損益などはSNAでは生産物の対象外とされているため、生産物分類としてどのように取り扱うべきかという論点が提示された。

これについて研究会では、「貸付サービス以外の資金運用」は生産物ではないので設定する必要はないのではないかという意見や、記入者側からすると、資金運用などによる収益をどこに含めるべきか判断できない可能性があることから、このような収益を例えれば「準生産物」として生産物分類で設定してはどうかとの意見があった。

議論の結果、「貸付サービス以外の資金運用」については、生産物ではないと整理した上で、その扱いを事務局において検討するとの方向性が示された。これを踏まえて、事務局では、生産物分類には含まれないものであるが、生産物と混在して把握される可能性があるものや、SUTの推計又は統計調査の実施上特に必要な項目を「生産物に関連して把握が必要な収入項目」（後述第3の3（2）参照）として、生産物分類において参考例示することとした。

○ 金融商品取引業の生産物

事務局から、金融商品取引業の生産物として、①金融商品取引に係る委託、媒介、取次ぎ等に係る手数料（証券会社等の委託手数料など）、②金融商品取引に係る貸付（信用取引における受取利息及び品貸料）、③金融商品の運用サービス（投資信託運用による信託報酬など）、④金融機関によるコンサルティング（証券会社等の投資銀行のサービスなど）に大別して整理して

いることが妥当であるかという論点が提示された。

これについて研究会では、信用取引における受取利息と品貸料を区分すべきではないかとの意見があったが、事務局から、企業ヒアリングの結果、収入規模が多くなく、かつ、区分することが難しい旨回答を得たことから、「信用取引サービス」として一括して設定することとしたとの回答があった。

また、金融機関によるM&Aの仲介業務や不動産証券化等に付随するコンサルティングサービスについて、同様のサービスは大分類L学術研究、専門・技術サービス業で検討を行った法律事務所や経営コンサルタント業においても提供されており、産業横断的に共通の生産物として設定することが望ましいとの意見があったが、事務局から、企業ヒアリングの結果、経営コンサルタント業ではコンサルティングサービスをM&AやIT関連など種類別に区分することが難しいとの回答があった。

議論の結果、「信用取引サービス」については原案のとおりとし、金融機関によるコンサルティングは、「金融機関による経営・事業支援サービス」という名称とし、法律事務所や経営コンサルタント業が行うサービスとは別に生産物分類を設定することとした。

○ 投資信託、不動産投資信託

事務局から、投資信託から発生するサービスは、業務に関わる運用会社、信託銀行及び販売会社が提供するサービスを一括して整理しているが、不動産投資信託から発生するサービスは、不動産投資信託の資産運用会社である不動産投資顧問業がJSICにおいて大分類L専門・技術サービス業に含まれることから、運用会社、信託銀行及び販売会社のサービスを別々の生産物として設定しており、投資信託と不動産投資信託の扱いを統一する必要はないかという論点が提示された。

これについて第17回研究会では、信託銀行が果たしている機能と運用会社が果たしている機能は違うので、投資信託においても区分すべきではないかとの意見や、投資信託はファンドであるが不動産投資信託は投資法人（企業）であり、業務に関わる企業の役割や手数料の水準が違うため、両者を別々に扱うこともあり得るのではないかとの意見があった。議論の結果、投資信託も不動産投資信託と同様に、運用会社、信託銀行及び販売会社のサービスを別々に設定することとし、さらに、それぞれのサービスについて投資信託や不動産投資信託など金融商品の種類別に区分することが可能か引き続き事務局において情報収集を行い、各サービスの金額規模も考慮して再度検討するとの方向性が示された。

これを踏まえ、事務局では、業界団体や企業へヒアリングを行い、運用会社、信託銀行及び販売会社において、それぞれのサービスを投資信託と不動産投資信託などの種類別に区分することが可能か確認を行った。運用会社については、投資信託と不動産投資信託に係る収入の区分可能性が高いことが確認された。一方、信託銀行においては、投資信託のファンド数と不動産投資法人数に大きな差があることから、不動産投資信託に関わる収入を他の収入と区分することは困難との回答を得た。また、販売会社は不動産投資信託の売買委託手数料を区分可能であるとの回答を得た。

第20回研究会では、事務局から、投資信託から発生するサービスについても、不動産投資信託と同様に、運用会社、信託銀行及び販売会社のサービスを別々に設定することとし、運用

会社のサービスは、主にファンドの運用を行う「投資運用サービス（不動産投資顧問サービスを除く）」と主に投資法人等の運用を行う「不動産投資顧問サービス」を区分することとするが、信託銀行が行う「信託サービス」と販売会社が行う「金融商品取引サービス」では、不動産投資信託の市場規模を考慮し、区分しないこととする整理方針が示された。

これについて研究会では、他サービスに比べ細かい分類設定だが、サービスの質や需要先の違いに着目し生産物分類を設定したことで、記入者側からみて理解しやすいものへ整理されたという意見があり、了承された。

(5) K 不動産業、物品賃貸業

〔 檢討年月日 1回目：第10回研究会（平成30年3月22日）
2回目：第14回研究会（平成30年8月9日） 〕

○ 住宅販売サービスの分類構成

事務局から、販売する不動産の用途の違いを踏まえ、自分が居住するためではなく、主に賃貸して収益を得るための不動産を販売するサービスとして「投資用住宅販売サービス」を設定したが、販売する側が投資用として販売するサービスにならざるを得ず、実際には投資用として買ったが、自分で居住するということもあり得ることを踏まえると、これを区分すべきかという論点が提示された。

これについて第10回研究会では、販売者である企業が購入者の用途を踏まえて売上を区分していないのであれば区分する意味は無いのではないかという意見や、販売者である企業が投資用と居住用を区分しているメルクマールは何であるか確認する必要があるという意見があった。

これを踏まえ、事務局において不動産販売業者へ追加ヒアリングを行ったところ、投資用住宅販売の売上として認識しているのは不動産投資信託（REIT）に販売した賃貸用共同住宅の販売売上ののみであり、例えば、マンションの一室を投資用として販売した売上は投資用住宅の販売として認識していないとのことであった。

第14回研究会において、事務局から、上記ヒアリング結果を踏まえ、「投資用住宅販売サービス」を削除した上で、「住宅販売サービス」を詳細分類で主として一般消費者向けと想定される「戸建住宅販売サービス」及び「共同住宅販売サービス（部屋単位で販売するもの）」と、主として事業者向けと想定される「共同住宅販売サービス（部屋単位で販売するものを除く）」の3つに区分するとの修正案が提示された。

これについて当該研究会では、SNA上のニーズと売上高の規模に鑑み、新築住宅の販売サービスと中古住宅の販売サービスを区分すべきという意見があった。

議論の結果、修正案にある3つの詳細分類を統合分類とし、それぞれ詳細分類で新築住宅の販売サービスと中古住宅の販売サービスを区分するとの方向性が示された。

○ 会議室・ホール等賃貸サービスの分類構成

事務局から、原案において、会議室や研修室のほか、ホールやパーティースペースなどを時間単位あるいは日数単位で一時的に賃貸するサービスとして「会議室等賃貸サービス」を設定した旨の説明があった。

これについて第10回研究会では、会議室やホールなど用途が異なるもので区分することを検討してはどうかという意見があった。

これを踏まえ、事務局において、会議室やホールなどの複合施設を運営している事業者へ追加ヒアリングを行ったところ、賃料収入について、会議やイベントなどの用途別には区分していないが、会議場やホールなどの施設別には区分しているとのことであった。

第14回研究会において、事務局から、上記ヒアリング結果を踏まえ、統合分類として「会議室・ホール等賃貸サービス」を設定し、その詳細分類を「会議室賃貸サービス」、「劇場式ホール賃貸サービス」、「その他のスペース賃貸サービス」の3つに区分するとの修正案が提示され、

議論の結果、当該修正案のとおり区分するとの方向性が示された。

○ 物品賃貸サービスの分類構成

経済産業省から、J S I C 小分類ごとに統合分類で「〇〇器具のファイナンスリース」、「〇〇器具のオペレーティングリース」、「〇〇器具のレンタル」に区分し、さらに詳細分類で、特定サービス産業実態調査ベースの品目別に区分しているが、妥当か。統合分類をさらに集約するなど、修正の必要はないかという論点が提示された。

これについて第10回研究会では、リースをファイナンスリースとオペレーティングリースに区分することは有意義であるという意見があった。また、原案では、オペレーティングリースとレンタルについては、詳細分類において財ごとに細かく区分しているが、ファイナンスリースは詳細分類においてそれぞれ1項目のみの設定となっているため、ファイナンスリースについてもオペレーティングリース等と同様に、詳細分類をより細かく設定することは可能かとの意見や、自動車については、乗用車、トラックなど車種別に区分することは可能かなどの意見があった。

これらを踏まえ、業界団体に改めてヒアリングを行ったところ、現状、ファイナンスリースを財ごとに区分して回答できるのは、リース事業を行う企業の2／3程度とのことであった。また、自動車については、車種別の区分で調査が行われていないことなどが確認された。

これらの結果から、第14回研究会では、報告可能性に関しては一部不確実な要素もあるものの、ファイナンスリースについては、オペレーティングリースと同様に、財ごとに詳細分類で区分するなどの修正案が提示され、議論の結果、修正案のとおり設定することとなった。なお、自動車については、車種別の区分は見送ることとなった。

○ リース、レンタルの用途

経済産業省から、「オペレーティングリース」と「レンタル」については、物件の選定方法と契約期間（1年以上・未満）で区分しているが、区分の基準として妥当か。また、「オペレーティングリース」と「レンタル」に用途に違いがあるのかという論点が提示された。

これについて研究会では、契約期間に関する意見等はなかったものの、用途に関して自転車のリースやレンタルは「スポーツ・娯楽用品」に含まれるとされているが、移動手段として用いられるケースがあり、どこに含むか検討すべきという意見があった。

これを踏まえ、業界団体へ改めてヒアリングを行ったところ、自転車のリース・レンタルの目的には、スポーツのほか、移動手段（観光）や趣味・健康といった利用目的が考えられるが、利用目的別の把握は難しいとのことであったことから、原案のとおり「スポーツ用品」として整理された。

(6) L 学術研究、専門・技術サービス業

検討年月日 1回目：第6回研究会（平成29年11月20日）
2回目：第8回研究会（平成30年1月30日）
3回目：第9回研究会（平成30年3月6日）
4回目：第10回研究会（平成30年3月22日）
5回目：第11回研究会（平成30年4月24日）
6回目：第12回研究会（平成30年5月28日）

○ いわゆる「士業」が提供するサービス

事務局から、例えば、法律事務所、司法書士事務所、行政書士事務所の生産物には、それぞれ「遺言・相続」という類似したサービスを設定しており、この理由は、弁護士、司法書士、行政書士が提供するサービスは法令に基づき業務の範囲が異なるためであるが、需要側の視点から整理すれば、弁護士、司法書士、行政書士のサービスを統合して「法務サービス（遺言・相続）」という分類を設定することも考えられるがどうかとの論点が提示された。

これについて研究会では、例えば、相続トラブルがあった場合、弁護士に依頼できるサービスと行政書士に依頼できるサービスは異なると考えられるので、違う分類にすべきではないかとの意見や、完全に同じ質のサービスであると確認できる場合のみ、同じ分類にすればよいのではないかとの意見があった。

議論の結果、いわゆる「士業」が提供するサービスについては、それぞれ別の生産物として設定するとの方向性が示された。

○ その他の専門サービス（いわゆる「バスケット項目」の扱い）

事務局から、JSIC小分類729「その他の専門サービス業」については、その内容例示に様々な業種が含まれているが、原案では、このうち投資顧問業を取り上げ、他の鑑定業、司会業、コピーライター、海事代理士等は取り上げていないとの説明があり、このような「その他の○○サービス業」のようなバスケット項目に含まれるものの中から、生産物分類として取り上げる際の基準や考え方はどうあるべきかという論点が提示された。

これについて研究会では、「専門サービス」が何を指すか紛らわしく、「その他の専門サービス業」に入る生産物の金額が大きくなり過ぎるのはよくないので、一定の量的基準を設けるか、定義できるものは詳細分類で項目を設定すべきではないかとの意見があった。

議論の結果、定義できるものは詳細分類又は統合分類として設定するとの方向性が示された。これを踏まえ、統合分類「その他の専門サービス」について事務局において改めて検討し、その詳細分類として「鑑定サービス」、「司会サービス」、「海事代理士事務サービス」及び「知的財産権・その他の権利の取引サービス」を設定することとし、研究会の了承を得た。

○ 写真撮影サービス

事務局から、原案では「一般消費者向け写真撮影サービス」と「事業者向け写真撮影サービス」を統合分類で区分し、詳細分類では、一般消費者向けサービスを「こども写真」、「証明写真」、「結婚式」、「その他」に、事業者向けサービスを「学校」、「商業」、「その他」に区分しているが細か過ぎないか、基礎統計において把握可能か、との論点が提示された。

これについて研究会では、SNAの観点からは、ここまで細かく区分する必要性はないのではないかとの意見や、事業所ではない自動証明写真機の金額を把握できるという意味で「証明写真撮影サービス」は項目として設定してもよいのではないか、との意見があった。

また、「結婚式写真撮影サービス」は、写真館が直接個人と契約する場合と、下請として元請業者と契約する場合があり、「結婚式写真撮影サービス」を一般消費者向けサービスの詳細分類として設定する場合は、いずれも一般消費者向けサービスとなるが、設定しない場合は下請のケースは事業者向けサービスに分類される場合も考えられ、統合分類で調査する場合と詳細分類で調査する場合で集計結果が異なることになるおそれがあるとの意見があった。

研究会での議論を踏まえ、事務局から、一般消費者向けと事業者向けが混在する「写真撮影サービス（商業写真撮影サービスを除く）」と、事業者向けに特定できる「商業写真撮影サービス」を統合分類で区分し、前者は詳細分類で「証明写真」、「学校写真」、「結婚式写真」及び「その他」を区分し、後者は詳細分類も同名の1項目のみ設定する修正案が第11回研究会に提示され、了承された。

○ 広告サービス

事務局から、原案ではNAPCS等の国際分類を参考に、オリンピック等のイベントや新商品の広告宣伝の企画・立案、制作及びメディアの選択・仲介等を総合的に実施する「総合広告サービス」と、主に広告主とメディアの取引を仲介し、広告主に広告枠を販売する「広告枠販売仲介サービス」を統合分類で設定したが、広告代理店と広告主、メディアとの間の取引関係及び収益構造を踏まえた上で原案は妥当かとの論点が提示された。

これについて研究会では、「イベント広告サービス」について、オリンピックのような一般的なイベントでの広告のほか商品の宣伝広告も含むようだが、何がイベントに入るのか切り分けが不明確なのではないかという意見や、調査回答者が認識可能な名称となるよう、広告業界においてどのような名称を使用しているのか改めて確認すべきではないかとの意見があった。

また、広告サービスには、広告の制作、広告の仲介、広告場所の提供の3つがあると思われ、統合分類又は詳細分類を見たときに、どの広告サービスを指すのか誤解を招かないようにすべきではないかとの意見があった。

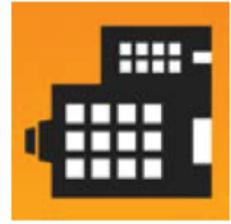
これを踏まえ、事務局において業界団体に改めてヒアリングを行ったところ、イベントや商品宣伝のための総合的な広告サービスは実際に行われているものの、業界として「総合広告」といった名称で他の広告サービスと区分して売上高を把握しておらず、メディア別の区分が一般的との回答であった。このため、第12回研究会に提出された修正案では、広告サービスの分類は特定サービス産業実態調査の区分をベースに、業界団体の意見も反映し、統合分類を「広告サービス」とし、詳細分類で新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディア別の区分に修正することとした。

また、「広告サービス」については、上記のとおり広告代理店が行う広告宣伝の企画・立案、制作及びメディアの選択・仲介等を含む総合的なサービスとし、その生産額は広告主からの広告料収入とすることとした。一方で、メディア等が提供する「広告枠・広告スペース提供サービス」と広告制作業者が提供する「広告制作サービス」を、別途、統合分類レベルで設定することとなった（図表3-2-1）。

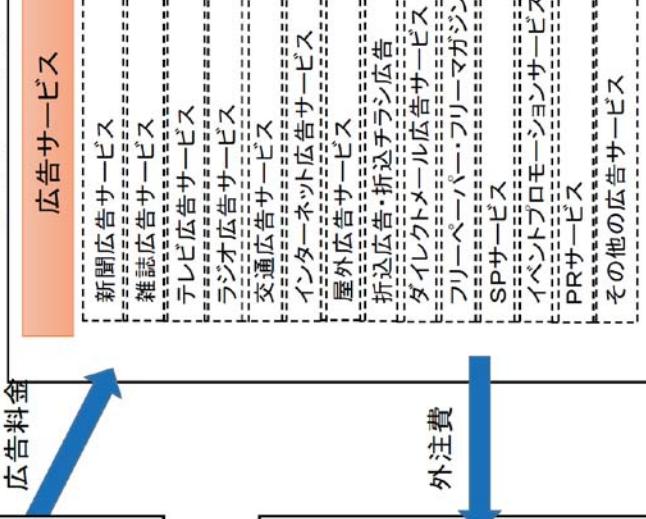
広告関連生産物分類の全体系

○ 原案では、広告代理店の生産物(広告サービス)、メディアの生産物(広告枠・広告スペース提供)、広告制作会社の生産物(広告制作サービス)を別々の生産物として捉え、それぞれの売上高を把握することをしている。

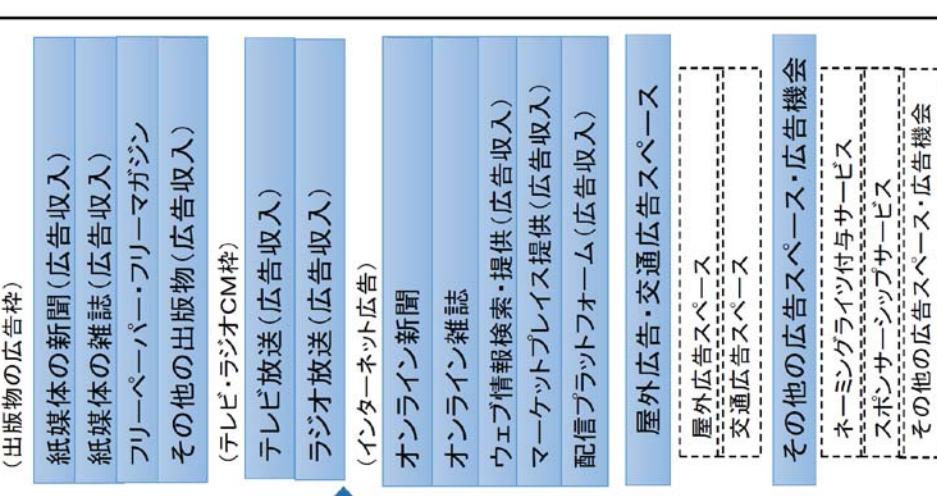
【広告主】



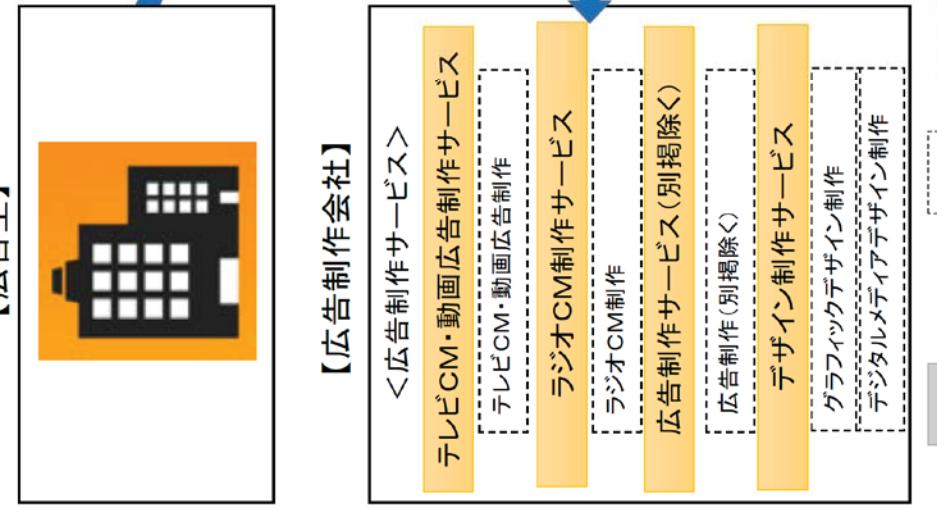
【広告代理店】



【メディア等】



【広告制作会社】



(注) ■ は統合分類、□ は最下層分類を示す。なお、名称は一部簡略化している。

(出典：第15回研究会 席上配布資料)

(7) M 宿泊業、飲食サービス業

〔 檢討年月日 1回目：第8回研究会（平成30年1月30日）
2回目：第11回研究会（平成30年4月24日） 〕

○ 旅館・ホテル宿泊サービス

事務局から、宿泊サービスについて、旅館・ホテル宿泊サービスを「1泊2食の飲食サービスと一体的に提供するもの」と「それを除くもの」に分類し、主に旅館が提供する1泊2食付の宿泊サービスとそれ以外の宿泊サービスとの質の違いを区分したものとして設定することは妥当かという論点が提示された。

これについて第8回研究会では、旅館業法の改正により規制が緩和され、旅館とホテルが統合されることがあることだが、一方で、統計調査上は両者を区分して把握してほしいというニーズもあるのではないかという意見があった。これに対して事務局から、旅館とホテルを区分して回答できるか不明なので、ニーズや記入者負担等を含めて確認し、引き続き検討することとなった。

これを踏まえ、事務局において業界団体へヒアリングを行ったところ、旅館とホテルを区分して把握することについては特段の要望はなかったが、一方で、業界団体からは、原案の「旅館・ホテル宿泊サービス（1泊2食の飲食サービスと一体的に提供するもの）」及び「旅館・ホテル宿泊サービス（1泊2食の飲食サービスと一体的に提供するものを除く）」については、名称として分かりにくいとの意見が聞かれた。

第11回研究会において、事務局から、上記ヒアリング結果を踏まえ、「旅館・ホテル宿泊サービス」の詳細分類を、業界団体における調査において使用されている区分を参考に「旅館・ホテル宿泊サービス（宿泊料金に夕食・朝食を含むもの）」と「旅館・ホテル宿泊サービス（主としてルームチャージのみで販売するもの）」に修正する案が提示され、議論の結果、修正案のとおり区分するとの方向性が示された。

○ 宴会サービス

事務局から、宴会サービスは、レストランや居酒屋などの飲食サービス業では、通常の飲食サービスとの区分可能性が低いと考えられるため、実質的にホテルや旅館などの宿泊業のみに設定される生産物となるがよいか、という論点が提示された。

これについて第8回研究会では、宴会サービスを宿泊業では設定し、飲食サービス業で設定しないとすると、サービスの種類が同じであるにも関わらず、ホテルが提供すれば宴会サービス、飲食店が提供すれば飲食サービスという切分けになり、基礎統計の記入に際して回答者が混乱を生じる可能性があり、実査では両者を統合し調査せざるを得ないとの意見があった。また、葬儀の会食も宴会サービスという名称にすることに違和感があるとの意見があった。

これを踏まえ、事務局において業界団体に確認したところ、宴会サービスについては、一部の旅館・ホテルにおいて区分して把握されているが、それ以外のホテル・旅館では主に飲食サービスに含まれて計上されているということであった。

業界団体へのヒアリング結果を踏まえ、第11回研究会においては、宿泊業において宴会サービスを他の飲食サービスから区分して設定することは見送り、飲食サービスは宴会サービスを

含むものとして設定する案が提示され、議論の結果、事務局提案のとおり修正するとの方向性が示された。

○ 飲食サービス

事務局から、主に産出先を事業者向けとする「給食サービス」を設け、通常の飲食サービスとは別に設定したが妥当か、という論点が提示された。

これについて、第8回研究会では、サービスの質や需要先の明確な違いから区分していることについて、異論はなく原案のとおり「給食サービス」を設定するという方向性が示された。

また、「飲食サービス（給食サービスを除く）」における詳細分類に、「ケータリングサービス」を設定したが、ケータリングはアメリカなどでは出前も含んだ言葉であるので、「ケータリングサービス」を出張先で調理し、提供するという定義にするのであれば、名称変更を検討すべきである、との意見があった。

これを踏まえ、事務局にて確認したところ、我が国におけるケータリングサービスの内容は、配達飲食、いわゆる出前と同じ意味で使用している例が多く見られた。

第11回研究会において、ケータリングサービスを詳細分類で設定することは見送り、配達飲食サービスに含める方向性が示され、議論の結果、修正案のとおりとする方向性が示された。

(8) N 生活関連サービス業、娯楽業

〔 檢討年月日 1回目：第13回研究会（平成30年6月26日）
2回目：第16回研究会（平成30年9月20日） 〕

○ リネンサプライサービス

事務局から、原案では「制服・作業着」と「その他」に区分されているが、さらに「おしづり」、「シーツ」などの詳細な商品別に区分することや、「病院向け」、「飲食店向け」などの需要先別に区分することも考えられるが、どのように区分すべきかという論点が提示された。

これについて第13回研究会では、例えば、おしづりを洗う設備とシーツを洗う設備は異なると考えられるので、事業者においてより詳細な商品別に売上を区分することは可能なのではないかという意見や、特定サービス産業実態調査では、回答企業は相手先の産業分類が把握しづらいことを考慮し、原則として産出先別で把握することを廃止する計画であることに留意する必要があるという意見があった。

議論の結果、需要先別の区分を優先することとし、事業者における需要先別及び商品別の区分可能性を確認の上、検討するとの方向性が示された。

これを踏まえ、事務局においてリネンサプライ業者へ追加ヒアリングを行ったところ、需要先別、商品別ともに売上を区分することは難しいが、「病院向け」と「病院向け以外」では消毒の仕方などの取扱いが異なるため、区分可能と思われるとのことであった。

第16回研究会において、事務局から、上記ヒアリング結果を踏まえ、「リネンサプライサービス」を詳細分類で「病院向け」と「その他向け」に区分するとの修正案が提示され、議論の結果、当該修正案のとおり区分するとの方向性が示された。

○ 旅行サービス

事務局から、原案では統合分類を「募集型」、「受注型」、「手配旅行」に区分し、それぞれ詳細分類で「国内」、「海外」、「訪日」に区分しているが、インバウンド需要の把握等の観点から、統合分類の区分と詳細分類の区分を逆にすることも考えられるが、どのように区分すべきかという論点が提示された。

これについて第13回研究会では、「手配旅行」の売上がマージンであり、乗物料金や宿泊料金が含まれていないのであれば、「手配旅行」については「乗物」と「宿泊」を区分する必要がなくなる可能性もあるという意見や、旅行業は成長産業なので全ての詳細分類を統合分類にしても良いが、分類を階層にするのであれば、「国内」、「海外」、「訪日」などの需要先の区分を優先した方が良いのではないかという意見があった。

これを踏まえ、事務局において、業界団体へ追加ヒアリングを行ったところ、旅行会社の売上は、一般的にはマージンではなく旅行代金総額で計上されているとのことであった。また、旅行会社において売上を「国内」、「海外」、「訪日」に区分することは可能と思われ、パッケージツアーや販売売上を自社企画分と他社企画分に区分することも可能と思われるが、「訪日旅行」に係る「手配旅行」を「乗物」、「宿泊」、「その他」に区分することは難しいと思われるとのことであった。さらに、「観光」と「ビジネス」を区分する観点から、ビジネストラベルマネジメントに係る分類を別途設定した方が良いとのことであった。

第16回研究会において、事務局から、上記ヒアリング結果を踏まえ、統合分類を「国内」、「海外」、「訪日」に区分し、それぞれの詳細分類を「企画旅行（自社企画）」、「企画旅行（他社企画）」、「団体旅行」、「乗車船券手配」、「宿泊手配」、「ビジネストラベルマネジメント」、「その他手配」に区分するが、「訪日」については、「乗車船券手配」、「宿泊手配」、「その他手配」を統合し、「訪日乗車船券・宿泊・その他手配」とするとの修正案が提示され、議論の結果、当該修正案のとおり区分するとの方向性が示された。

○ 結婚式サービス

事務局から、「結婚式サービス」については、挙式、飲食、貸衣装など複数のサービスを提供する複合サービスとして設定しているが妥当か、また、大分類M宿泊業、飲食サービス業の検討において、宿泊業関係の業界団体より、複合サービスとして結婚式サービスを把握することは、都市型ホテル以外は困難との指摘があったことを踏まえ、現状、旅館・ホテル業の副業の生産物として「結婚式サービス」を設定していないが、改めて検討すべきかという論点が提示された。

これについて第13回研究会では、冠婚葬祭は一生のうち稀に発生する程度の消費であり、家計調査で把握しづらいため、供給サイドの統計で把握することを考えるのであれば、生産物分類ではできる限り詳細に設定した方が良いのではないかという意見があった。

議論の結果、旅館・ホテル業の副業の生産物として、複合サービスとしての「結婚式サービス」を設定することを再度検討するとの方向性が示された。

これを踏まえ、事務局において、ホテル事業者等へ追加ヒアリングを行ったところ、ホテル事業者において、婚礼部門の売上高（挙式、披露宴、貸衣装、引き出物など）の売上を区分して把握することは可能であり、レストランウェディングの売上についても区分して把握できることであったため、宿泊業における「結婚式サービス」の売上についての区分可能性は一定程度あるものと判断し、旅館・ホテル業の副業の生産物として「結婚式サービス」を設定することとなった。

○ 公営競技と宝くじにおける生産額の定義

経済産業省から、原案では、競輪・競馬等の公営競技の投票サービスの生産額は、投票券の販売額の総額としているが、宝くじについては、当せん者への払戻金を除く販売額としており、定義が異なっているため、公営競技と宝くじの生産額の定義を統一する必要はないのか。また、統一する場合、総額と払戻金を差し引いた額のどちらに統一すべきなのかという論点が提示された。

これについて研究会では、公営競技と宝くじの生産額の定義を統一する必要性があるのではないかという認識が共有された。また、定義の統一にあたり、統合分類「宝くじ」の詳細分類である「宝くじ（地方公共団体の収益金）」と統合分類「スポーツ振興くじ」の詳細分類である「スポーツ振興くじ（スポーツ振興のための助成金）」は、宝くじ等の販売収入を地方公共団体等に移転しただけであり、生産物とは言えないのではないかとの意見があった。

これを踏まえ、第16回研究会において、①基礎統計では販売額から払戻金を差し引いて回答させることは難しいため、払戻金を含む販売額の総額を生産物として定義する、②分類構成に

については、統合分類で「競輪」、「競馬」、「競艇」、「オートレース」、「宝くじ」及び「スポーツ振興くじ」を区分し、詳細分類で投票券やくじの販売収入と、投票券の受託販売又はくじの売りさばき等に係る手数料収入をそれぞれ区分する修正案が提示された。

研究会では、SNAの概念に合わせて公営競技や宝くじの払戻金は生産額から除くべきではないかとの意見もあったが、統計調査においては払戻金を除いて売上を把握することは難しい場合もあるため、他の分類案の議論も踏まえて検討するものと整理され、最終的に今回のサービス分野の生産物分類では、払戻金を含む形で統一化が図られることとなった。

(9) ○ 教育、学習支援業

〔 檢討年月日 1回目：第12回研究会（平成30年5月28日）
2回目：第15回研究会（平成30年9月6日） 〕

○ 学校教育の分類構成

事務局から、学校教育に係る生産物は国際標準教育分類（ISCED：International Standard Classification of Education）を参考にして、中等教育学校や専修学校の生産物を教育水準や教授内容に応じて分割して分類を設定したが、基礎統計における把握可能性やSUT・SNAにおける利用という点から分類構成は妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、統合分類「高等教育サービス」の一部として設定した「高等教育以外の中等後教育サービス」は、教育内容等から「高等教育サービス」とは言えないものもある上、調査対象にも混乱を招くおそれがあるとの意見があった。

議論の結果、「高等教育以外の中等後教育サービス」を「高等教育サービス」から分離し、統合分類レベルで独立した分類として設定するとの方向性が示された。

○ 認定こども園が提供するサービス

事務局から、認定こども園の4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）について、各類型が提供するサービスを、それぞれの産業分類に関わらず、生産物分類上は全て「認定こども園サービス」とすることは妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、4類型とも「認定こども園サービス」に含めるとした場合、上位階層の分類では、O教育、学習支援業とP医療、福祉のどちらの大分類に寄せるのかとの質問や、基礎統計では、現状、幼稚園型認定こども園は全て幼稚園に集約して把握しているため、推計上影響が出ないか懸念があるとの意見があった。

また、研究会後には、「幼稚園型認定こども園」は幼稚園として認可され、幼稚園教育要領を踏まえた教育を提供していることから、「幼稚園及び幼稚園相当教育サービス」に分類すべきとの意見や、保育所型及び地方裁量型の認定こども園のサービスが大分類O教育、学習支援業の生産物に計上されてしまうことは適当ではないため、保育所型及び地方裁量型の認定こども園のサービスは保育所と同じ統合分類に区分してはどうかとの意見が提出された。

これらを踏まえ事業者へのヒアリングを行ったところ、幼稚園型認定こども園のサービスは幼稚園のサービスと同様であり、保育所型認定こども園のサービスは保育所のサービスと同様であるとのことであった。

これを踏まえ第15回研究会では、事務局から、幼稚園型認定こども園のサービスを「幼稚園・幼稚園相当教育サービス」に含め、保育所型及び地方裁量型の認定こども園のサービスを「保育サービス」に含め、幼保連携型認定こども園のサービスを「幼保連携型認定こども園サービス」として設定した修正案が提示され、議論の結果、事務局提案のとおり修正することとなった。

○ 奨学金サービスの扱い

事務局から、奨学金サービスについて、収益のない給付サービスや無利子を含む貸与サービ

スを設定しているが妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、給付は移転であり、給付して終わりだが、貸与は金融であり、審査・回収があるという点でサービスが異なるため、妥当ではないかとの意見があった。一方で、研究会後には、奨学金の貸与サービスの内実は金融サービスである点を踏まえ、その属する産業は本来「金融業」と考えるのが妥当であり、これを「教育」に属させるべきかについては検討が必要ではないかとの意見が提出された。

これについて第15回研究会では、奨学金サービスを金融の生産物にすると、調査対象者に違和感を生むという意見があり、奨学金サービスについては、大分類J金融業、保険業の議論において引き続き検討を行うこととなった。

大分類J金融業、保険業の議論が行われた第17回研究会では、事務局から、奨学金と教育ローンの目的と利子水準の違いなどを考慮し、奨学金サービスを大分類O教育、学習支援業の生産物として設定してはどうか、また、一定の区分可能性が確認できたことから奨学金の給付サービスと貸与サービスを別々の詳細分類として設定してはどうかとの提案があった。

これについて研究会では、現段階では奨学金サービスを大分類O教育、学習支援業の生産物として設定をした上で、今後、不都合が生じた場合に見直しを検討すればよいなどの意見があり、議論の結果、当該提案のとおり設定するとの方向性が示された。

○ 通学教育と通信教育の区分

第12回研究会では、学習塾や大学で通学による教育と通信教育の両方を行っている場合、事業所別では区分して把握できない可能性があるため、原案では区分していない通学による教育と通信教育を区分してはどうかという意見があった。

これを踏まえ事務局及び経済産業省で検討を行ったところ、学校については通信課程の生徒は通学課程の生徒に比べ極めて少ないと、学習塾については生徒が自宅で学習する形式以外は、講義の映像を教室で視聴して学習する形式も含めて通学扱いになるなど定義上の課題があることがわかった。

第15回研究会では、事務局及び経済産業省から、検討の結果、原案のとおり通学による教育と通信教育は区分しないこととした旨の回答があり、議論の結果、原案のとおり区分しないとの方向性が示された。

○ 教養・技能教授サービスの分類構成

経済産業省から、JSIC細分類8171「専修学校」の一般課程に含まれる予備校などのサービス、8172「各種学校」に含まれる看護学校、自動車教習所などのサービス、8299「他に分類されない教育、学習支援業」に含まれる料理学校、洋裁学校などのサービスについては、産業分類に関わらず、その教授内容に応じて、「学習塾・予備校サービス」、「教養・技能教授サービス」、「運転・操縦教習サービス」にそれぞれ分類することとしているが妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、経済産業省が提示した論点に対する異論は特になかったが、「教養・技能教授サービス」については、個人の教養を深めるための文化・教養系と可処分所得を増やす職業・技能系の大きく2つに分けた方がよいとの意見があった。

議論の結果、職業に関連した技能を教授するサービスを独立させ、統合分類レベルで「職業技能教授サービス」と「その他の教養・技能教授サービス」に区分するとの方向性が示された。

(10) P 医療、福祉

〔 檢討年月日 1回目：第14回研究会（平成30年8月9日）
2回目：第18回研究会（平成30年11月28日） 〕

○ 医療サービスの分類構成

事務局から、医療サービスの分類構成について、原案では統合分類で「入院」、「外来（歯科を除く）」、「外来（歯科）」に区分し、詳細分類で「公的医療保険が適用されるもの」と「公的医療保険が適用されないもの」に区分しているが、例えば、公的医療保険適用の有無を統合分類で区分する必要はないかとの論点が提示された。また、C P A等の国際分類では外科、婦人科、精神科など診療科別に区分を行っているが、原案では、病院における報告可能性が十分確認できなかったため、歯科以外は区分していないが妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、診療科別に区分することについては、S U T推計の観点からはあまり必要はないと思われるが、他の統計において診療科別に区分するニーズは考えられるのかとの質問に対して、事務局から、医療の質の測定に資する面があると考えられるとの回答があった。また、サービスの種類という意味では入院と外来の区別が重要であるという意見や、S U T推計上は、公的医療保険が適用されるものと適用されないものとを区分することが、政府消費と家計消費を区分できるため意味があるとの意見があった。

議論の結果、「入院」、「外来（歯科を除く）」、「外来（歯科）」の区分に加え、「保険適用・保険適用外」を組み合わせた6つの統合分類を設定し、「診療科別」の区分については見送るとの方向性が示された。

○ 老人福祉・介護サービスの分類構成

事務局から、老人福祉・介護サービスについては、統合分類で「ケアマネジメントサービス」（ケアプラン作成）、「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」、「その他の老人福祉・介護サービス」（地域包括支援センターのサービスなど）に区分しているが妥当かという論点が提示された。

これについて第14回研究会では、特に異論はなかったが、研究会後に厚生労働省より、介護保険制度上のサービス給付には、介護給付、介護予防給付、地域支援事業の3種類があり、このうち、介護予防給付は、介護事業実態調査のような他の統計調査において、介護給付に含める形で収入を算出しているため、原案でも問題ないが、地域包括支援センターのサービスを含む地域支援事業については、いずれの分類に該当するのか分かりにくくなっているため、統合分類を「公的介護保険が適用される介護サービス（介護給付、介護予防給付）」と、「公的介護保険が適用される介護サービス（地域支援事業）」に分割して設定してはどうかとの意見があった。

これを踏まえ第18回研究会では、事務局から、厚生労働省の意見を反映した修正案が提示され、議論の結果、修正案のとおり設定することになった。

また、「ケアマネジメントサービス」について、J S I Cでは、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプラン作成を行う事業所は、大分類L学術研究、専門・技術サービス業に含まれるものと整理されているため、第14回研究会時点の案では、他の介護サービスから独立し

た統合分類として設定していたが、厚生労働省から、ケアプランの作成は①公的介護保険が適用されるものであり、②居宅サービスや施設サービスなどの他の介護サービスと密接に関係するサービスであることを踏まえると、介護サービスの生産物の一つとして位置付けることが適切ではないかとの意見が出され、第18回研究会において議論した結果、厚生労働省の意見のとおり、ケアマネジメントサービスを「居宅介護支援サービス（介護給付、介護予防給付）」に修正し、統合分類「公的介護保険が適用される介護サービス（介護給付、介護予防給付）」の詳細分類として設定することとなった。

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス

事務局から、児童福祉サービスについては、統合分類で「保育サービス」、「放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス」及び「その他の児童福祉サービス」に区分しているが妥当かという論点が提示された。

これについて第14回研究会では、統合分類の構成に異論はなかったが、放課後児童クラブの売上は何が該当するのかという質問があり、事務局から、放課後児童クラブの売上は補助金が運営の主となるが、特定の児童を対象とした塾や習い事などを行っている場合、別途料金を徴収していることがあるとの回答があった。また、放課後児童クラブについては、補助金の対象となる範囲、補助金が交付されているところと交付されていないところのサービス内容の違い、区分可能性及び区分する必要性について引き続き検討してほしいとの意見があった。

研究会での議論を踏まえ、事務局において放課後児童クラブの補助金の対象となる範囲を確認したところ、「放課後児童健全育成事業」の実施要綱において、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業と目的を異なるスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とはならないとのことであった。

これを踏まえ事務局から、「放課後児童クラブ」と称している場合も、補助金が交付されずに行われている事業の目的は、学習塾が主であると考えられるため、補助金の対象とならないサービスは大分類〇教育、学習支援業の「学習塾・予備校サービス」に含めるものとし、「放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス」については、補助金の対象となっているサービスのみを含めるものとして整理する方針が第18回研究会に提示され、了承された。

(11) Q 複合サービス事業

〔検討年月日 1回目：第18回研究会（平成30年11月28日）
2回目：第20回研究会（平成31年1月31日）〕

○ 郵便サービスの分類構成

事務局から、民間の運送業者が提供する宅配便についての生産物は、統合分類レベルで主に事業者が利用する「宅配便サービス（個別契約によるもの）」と事業者・一般消費者の両方に利用される「宅配便サービス（個別契約によるものを除く）」に区分されているが、「郵便サービス」については、郵便事業の売上を事業者向けと一般消費者向けに区分できないとのヒアリング結果などを参考に利用者や郵便物の種類によって郵便の生産物を分割せず、単独の分類として「郵便サービス」を設定したことは妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、切手の販売売上が「郵便サービス」に含まれるかとの質問があり、事務局から、含まれる旨が回答された。

議論の結果、「郵便サービス」については、事務局案のとおりとする方向性が示された。

○ 印紙販売の扱い

第18回研究会において、印紙の販売が「郵便サービス」に含まれるかとの質問があり、「郵便サービス」には含まれないものの、どこに分類すべきかが不明確であったため、金券などの扱いとも比較の上、その分類を検討することが事務局に求められた。

これについて第20回研究会では、事務局から、日本郵便の行う印紙の販売は販売手数料を対価とした売りさばき事務の受託と考えられ、事業者等から購入した印紙を販売する大分類N生活関連サービス業、娯楽業の「金券買取販売サービス」とも性質の異なるサービスであるため、大分類Rサービス業（他に分類されないもの）の「その他の事業者向けサービス」に含まれることが説明され、議論の結果、事務局案のとおりとする方向性が示された。

○ 農林水産業協同組合及び事業協同組合による組合員向け指導その他のサービス

後述第3の2 (12) R サービス業（他に分類されないもの）を参照。

(12) R サービス業（他に分類されないもの）

〔検討年月日 1回目：第16回研究会（平成30年9月20日）
2回目：第19回研究会（平成30年12月19日）〕

○ 自動車整備サービス

事務局から、自動車整備サービスの詳細分類ではそれを「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分していることは妥当かという論点が提示された。

これについて第16回研究会では、車種が同じであればサービスの需要先が異なっても同じサービスになると思われるが、事業者向けではバスやトラックが多く、一般消費者向けでは乗用車が多いと思われるため、集計値としてはサービスが異なると解釈しても差し支えないのではないかという意見や、同じサービスであっても、最終消費と中間消費で分けることは、SUTの推計のためには意味があると思われるという意見、また、市場規模も考慮し、例えば、1兆円の規模のものについて区分するなど、金額の基準も付け加えてもよいのではないかという意見があった。

第18回研究会において、事務局から、これまで検討された生産物分類のうち「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分を行っているものについて、サービスの用途及び質、事業者における区分可能性を踏まえて、統合分類レベルで区分するか詳細分類レベルで区分するかを統一的に整理することが提案された（後述第3の3（1）参照）。

議論の結果、サービスの用途及び質はほぼ同じだが、事業者における区分可能性が高いものについては、「事業者向け」と「一般消費者向け」を詳細分類で区分するとの方向性が示され、それにより、自動車整備サービスは詳細分類で「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分することとなった。

○ 保守・修理サービス

経済産業省から、原案では、機械等修理業の生産物について、原則として、物品賃貸業の分類構成に合わせて設定しているが妥当かという論点が提示された。

これについて第16回研究会では、分類構成を物品賃貸業に合わせて設定することについては特に異論はなかったが、原案で設定している「輸送用機械器具の保守・修理サービス（自動車整備サービスを除く）」に含まれる鉄道と船舶の修理について、JSICでは鉄道と船舶の修理は大分類E製造業に含まれ、欧州のCPAでも製造業の生産物の一つとして整理されているので、別途分類を設定してもよいのではないかという意見があった。

これを踏まえ第19回研究会において、経済産業省から鉄道と船舶の修理については、「輸送用機械器具の保守、修理サービス（自動車整備サービスを除く）」から別途区分し、副業の生産物として統合分類を設定し、詳細については、2019年度以降に行われる大分類E製造業の議論で行うこととしたとの修正案が提示された。

これについて当該研究会では、「輸送用機械器具の保守、修理サービス（自動車整備サービスを除く）」から鉄道車両や船舶などが除かれるとフォークリフトやコンテナなど規模が小さいものしか残らないため、これらを「その他の産業用機械器具の保守・修理サービス」に含めてはどうかという意見があった。

議論の結果、フォークリフトやコンテナなどの修理は「その他の産業用機械器具の保守・修理サービス」に含まれることとし、「輸送用機械器具の保守、修理サービス（自動車整備サービスを除く）」は削除するとの方向性が示された。

○ 事務代行サービス

事務局から、原案で設定している「事務代行サービス（別掲を除く）」について、総務事務、経理事務、秘書事務のほか、営業代行、検針、集金業務も含めて分類を設定しているが妥当か、一方で、「事務」の定義が必ずしも明確ではないとの指摘もあるため、事務の内容を限定した詳細分類を設定することや、個別の分類を設定せず、「その他の事業者向けサービス」に含めることも考えられるがどうかという論点が提示された。

これについて研究会では、「事務代行サービス（別掲を除く）」の区分可能性は確認できているか、また、事務代行の市場規模はどのくらいかという質問があり、これに対し事務局から、事業者にアンケートを実施した結果により、区分可能性が低いこと、また、当該分類に含まれるサービスの範囲を特定して定義することは困難であるとの回答があった。さらに、事務代行の市場規模について調べたが、確認できるものはなかったとの回答があった。

議論の結果、各種の事務代行は「その他の事業者向けサービス」に含まれることとし、「事務代行サービス（別掲を除く）」は削除するとの方向性が示された。

○ 各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス

事務局から、原案では、非営利団体サービスの詳細分類をJSIC小分類で区分しているが妥当か、また、非営利団体サービスを「法人会員向け」と「個人会員向け」に区分することも考えられるがどうかという論点が示された。

これについて第16回研究会では、法人か個人かの区分については、原案でも経済団体とそれ以外の労働・学術・政治団体で分かれているので問題はなく、NAPCSやCPAでも特に区分していないため、原案のままでよいと思われるという意見があった。一方、「非営利的団体」という名称については、SNA上市場活動として扱われる経済団体が含まれていることから、名称を変更した方がよいという意見があった。

また、大分類Q複合サービス事業の検討を行った第18回研究会において、農林水産業協同組合及び事業協同組合の賦課金に当たる「協同組合組合員向け指導サービス」を、大分類Rサービス業（他に分類されないもの）の生産物である「非営利的団体サービス」にまとめるとともに、同じ種類の団体の会費や賦課金等については、団体のJSICの分類が変わっても、生産物分類が変わらないように分類を設定した上で、適切な分類名にしてはどうかという意見があった。

これを踏まえ第19回研究会において、事務局から、大分類Q複合サービス事業の生産物である「協同組合組合員向け指導サービス」を、大分類Rサービス業（他に分類されないもの）の生産物である「非営利的団体サービス」に統合し、名称を「各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス」にした修正案が提示された。また、政治団体が会員向けにサービスを提供しているかについては議論があり、「政治団体による会員向け指導その他のサービス」を削除するか、又は詳細分類を1本化することも考えられるが、これについてどう考えるかという論点が示された。

これについて当該研究会では、政治団体について、実際に入会金や会費を取って会員向けのサービスを提供しているところがあれば分類を設定してもよいが、あったとしても規模は小さいと思われる所以、「政治団体による会員向け指導その他のサービス」を「その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス」に統合してもよいと思われるという意見があった。また、「各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス」の詳細分類を1本にする案もあるが、経済団体や労働団体、農林業水産業協同組合は規模が大きいので、全てまとめる必要はないのではないかという意見があった。

議論の結果、事務局が提示した案のとおり修正するとともに、「政治団体による会員向け指導その他のサービス」は「その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス」に統合することとなった。

